



三重県公報

令和2年3月27日(金)

第 92 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
25	三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	3
告 示			
172	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	3
173	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
174	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
175	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
176	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
177	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料及び手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	5
178	土砂等の汚染のおそれがないことの確認に係る書類等を定める旨	(大気・水環境課)	6
179	保安林の指定を解除する予定である旨	(治山林道課)	7
180	同件	(同)	7
181	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
182	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
183	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	9
184	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(同)	9
185	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	13
186	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(河川課)	17
187	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同)	17
188	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	17
189	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	18
190	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	21
191	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	21
192	同件	(同)	22
193	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教育委員会)	22
選 管 告 示			
12	参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	23
海 調 委 告 示			
3	三重海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する告示	(海区漁業調整委員会)	25
内 水 面 告 示			

2	三重県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する告示	(内水面漁場管理委員会)	25
	訓 令		
2	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人 事 課)	26
	公 告		
	農用地利用配分計画の認可	(担 手 支 援 課)	29
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	29
	同件	(同)	30
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	31
	同件	(同)	31
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	31
	同件	(同)	31
	同件	(同)	31
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(大 気 ・ 水 環 境 課)	32

規 則

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十五号

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立公衆衛生学院条例施行規則（昭和四十九年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料の減免等)</p> <p>第十条 条例第八条第二項の規定により、授業料を減免することができる者は、次条及び第十二条に定める者のほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 授業料負担者と同一世帯の者全てが、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条の規定により、市町村民税非課税となる者</p> <p>三 その他特に減免の必要があると知事が認める者</p> <p>2 前項の規定により減免することができる者の減免額は、別に定める。</p> <p>3 条例第八条第三項の規定により、授業料の徴収を猶予することができる者は、次条及び第十二条に定める者のほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 条例第八条第一項の授業料等減免対象者</p> <p>二 第一項第一号及び第二号に規定する者</p> <p>三 その他特に徴収の猶予の必要があると知事が認める者</p>	<p>(授業料の減免等を認めることができる者)</p> <p>第十条 授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる者は、次条及び第十二条に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 授業料負担者と同一世帯の者すべてが、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条の規定により、市町村民税非課税となる者</p> <p>三 その他特に減免等の必要があると知事が認める者</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 172 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
特別養護老人ホーム ウェルハート明和	多気郡明和町大字志貴 1334 番地	社会福祉法人ウェルハート厚生会	多気郡明和町大字志貴 1334 番地	令和 2 年 2 月 1 日	短期入所生活介護

特別養護老人ホーム ウェルハート明和	多気郡明和町大字志貴1334番地	社会福祉法人ウェルハート厚生会	多気郡明和町大字志貴1334番地	令和2年2月1日	介護予防短期入所生活介護
--------------------	------------------	-----------------	------------------	----------	--------------

三重県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーション アンビス	株式会社アンビス	訪問型サービス（独自）	所在地（開設者）	東京都中央区京橋一丁目1番1号	東京都中央区八重洲一丁目9-8	令和2年2月1日
訪問介護ステーション アンビス四日市	株式会社アンビス	訪問型サービス（独自）	所在地（開設者）	東京都中央区京橋一丁目1番1号	東京都中央区八重洲一丁目9-8	令和2年2月1日
いしが在宅ケアクリニック	医療法人SIRIUS	居宅療養管理指導	所在地	四日市市山城町749番地37	四日市市山城町770番2	令和2年3月1日
いしが在宅ケアクリニック	医療法人SIRIUS	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市山城町749番地37	四日市市山城町770番2	令和2年3月1日
株式会社ケアレスト 鈴鹿事業所	株式会社ケアレスト	福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市住吉二丁目19-27	鈴鹿市平野町7744	令和2年3月1日
株式会社ケアレスト 鈴鹿事業所	株式会社ケアレスト	特定福祉用具販売	所在地	鈴鹿市住吉二丁目19-27	鈴鹿市平野町7744	令和2年3月1日
株式会社ケアレスト 鈴鹿事業所	株式会社ケアレスト	介護予防福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市住吉二丁目19-27	鈴鹿市平野町7744	令和2年3月1日
株式会社ケアレスト 鈴鹿事業所	株式会社ケアレスト	特定介護予防福祉用具販売	所在地	鈴鹿市住吉二丁目19-27	鈴鹿市平野町7744	令和2年3月1日

三重県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
三重県看護協会訪問看護ステーション「なでしこ亀山」	亀山市野村四丁目1-4	公益社団法人三重県看護協会	津市観音寺町字東浦457番地3	訪問看護	令和元年5月31日
三重県看護協会訪問看護ステーション「なでしこ亀山」	亀山市野村四丁目1-4	公益社団法人三重県看護協会	津市観音寺町字東浦457番地3	介護予防訪問看護	令和元年5月31日
訪問看護ステーションたんばば	伊勢市御薮町長屋1997-1	医療法人 ハートクリニック福井	伊勢市御薮町長屋1997-1	訪問看護	平成31年3月31日

三重県告示第175号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問介護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	訪問型サー ビス（独自）	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問介護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	訪問型サー ビス（独自）	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
いしが在宅ケアク リニック	医療法人S I R I U S	居宅療養管 理指導	所在地	四日市市山城町 749番地37	四日市市山城町 770番2	令和2年 3月1日
いしが在宅ケアク リニック	医療法人S I R I U S	介護予防居 宅療養管理 指導	所在地	四日市市山城町 749番地37	四日市市山城町 770番2	令和2年 3月1日
株式会社ケアクレ スト 鈴鹿事業所	株式会社ケアク レスト	福祉用具貸 与	所在地	鈴鹿市住吉二丁 目19-27	鈴鹿市平野町 7744	令和2年 3月1日
株式会社ケアクレ スト 鈴鹿事業所	株式会社ケアク レスト	特定福祉用 具販売	所在地	鈴鹿市住吉二丁 目19-27	鈴鹿市平野町 7744	令和2年 3月1日
株式会社ケアクレ スト 鈴鹿事業所	株式会社ケアク レスト	介護予防福 祉用具貸与	所在地	鈴鹿市住吉二丁 目19-27	鈴鹿市平野町 7744	令和2年 3月1日
株式会社ケアクレ スト 鈴鹿事業所	株式会社ケアク レスト	特定介護予 防福祉用具 販売	所在地	鈴鹿市住吉二丁 目19-27	鈴鹿市平野町 7744	令和2年 3月1日

三重県告示第176号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃 止 年 月 日
三重県看護協会 訪問看護ステー ション「なでしこ亀 山」	亀山市野村四丁 目1-4	公益社団法人三重 県看護協会	津市観音寺町字東浦 457 番地3	訪問看護	令和元年 5月31日
三重県看護協会 訪問看護ステー ション「なでしこ亀 山」	亀山市野村四丁 目1-4	公益社団法人三重 県看護協会	津市観音寺町字東浦 457 番地3	介護予防訪問 看護	令和元年 5月31日
訪問看護ステー ションたんぼぼ	伊勢市御菌町長 屋 1997-1	医療法人 ハート クリニック福井	伊勢市御菌町長屋 1997- 1	訪問看護	平成31年 3月31日

三重県告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県立子ども心身発達医療センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託します。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
株式会社ニチイ学館
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

三重県告示第 178 号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和 2 年三重県規則第 1 号）第 18 条第 2 項に規定する土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の規定による手続に係る書類であつて知事が別に定めるものを第 2 に、同条第 3 項に規定する土砂等の汚染のおそれがないことの確認として知事が別に定めるところを第 3 に定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土砂等の汚染のおそれがないことの確認に係る書類等を定める旨

第 1 定義

特定有害物質 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 の上欄に掲げる項目に規定する物質をいう。

第 2 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づく書類

次のいずれかによるものとする。

- 1 土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）様式第 6）及びその添付書類（同条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかった場合に限る。）
- 2 土壌汚染対策法第 4 条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかったことを確認できる書類
- 3 三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査の結果の記録及び当該調査に係る書類

第 3 土砂等の汚染のおそれがないことの確認に係る調査方法等

1 土地の利用状況等の調査

土砂等の発生場所から搬入された土砂等に係る土地（以下「調査対象地」という。）について、土地の利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を調査し、把握すること。

2 試料採取の方法等

(1) 試料採取等の対象

1 の調査の結果、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに次表の左欄に掲げる土地の区分に分類し、ロ又はハに分類される土地について、当該土地のロ又はハの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める土砂等の量ごとに試料採取の対象とすること。

土地の区分	試料採取の対象とする土砂等の量等
イ 汚染が存在するおそれがないと認められる土地 調査対象地が法規則第 3 条の 2 第 1 号に掲げる土地の区分に分類する土地その他基準不適合土砂等が存在するおそれがないと認められる土地	—
ロ 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 調査対象地が法規則第 3 条の 2 第 2 号に掲げる土地の区分に分類する土地その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地（イに掲げる土地を除く。）又は調査対象地の土砂等の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがないとはいえないと認められる土地	900 立方メートル以下の量ごとの土砂等
ハ 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 イ及びロに掲げる土地以外の土地	100 立方メートル以下の量ごとの土砂等

(2) 試料採取の方法

(1)の規定により試料採取等の対象とされた土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分）の土砂等を採取すること。

3 調査対象物質

1 の調査結果により把握した特定有害物質（次表の左欄に掲げる特定有害物質にあつては、同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素	ジクロロメタン
-------	---------

1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

4 測定方法

法規則第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号の規定により環境大臣が定める方法とする。

5 確認する書類

- (1) 2(1)イに規定する土地の場合にあつては、1 の調査結果に係る書類
- (2) 2(1)ロ又はハに規定する土地の場合にあつては、1 の調査結果に係る書類及び 3 により調査対象物質となった特定有害物質を 4 により測定を行った結果を証する書面（環境計量士（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号の濃度に係る計量士をいう。）が発行したものに限り。）

三重県告示第 179 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 解除予定保安林の所在場所

鳥羽市答志町字城山 311 の 1（次の図に示す部分に限る。）、311 の 3、311 の 5 から 311 の 8 まで、317 の 6、317 の 7

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

第 2

1 解除予定保安林の所在場所

鳥羽市答志町字城山 311 の 1（次の図に示す部分に限る。）、311 の 3、311 の 5 から 311 の 8 まで、317 の 6、317 の 7

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 180 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 解除予定保安林の所在場所

鳥羽市答志町字城山 311 の 9、317 の 10 から 317 の 12 まで

2 保安林として指定された目的

魚つき

- 3 解除の理由
漁港施設用地とするため

第2

- 1 解除予定保安林の所在場所
鳥羽市答志町字城山 311 の 9、317 の 10 から 317 の 12 まで
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
漁港施設用地とするため

三重県告示第 181 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字潤田字本戸 4387 番 3 地先内	旧	10.3～22.4	10.9

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字川北字東岡 2702 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字潤田字本戸 4387 番 3 地先 まで	旧	6.0～25.0	3,651.6
	新	6.0～30.0	3,651.6

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市小片野町字欠ノ山 2392 番地先 から 松阪市小片野町字欠ノ山 2390 番 1 地先 まで	旧	22.5～41.9	35.5
	新	11.0～33.6	35.5

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市本町 2090 番地先 から 松阪市本町 2099 番地先 まで	旧	39.9～69.9	40.5
	新	39.9～58.0	40.5

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	------------	---------

松阪市大津町字下九手 1607 番 4 地先 から 松阪市大津町字涌州里 1536 番 1 地先 まで	旧新	10.7～15.1	190.4
	新	12.3～20.0	195.4

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市治田字双川 1138 番 1 地先 から 伊賀市治田字双川 1141 番地先 まで	旧	6.4～18.6	115.1
	旧新	9.7～33.6	101.1

三重県告示第 182 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 木曾岬富停車場線	桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 12 番 9 地先 から 桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3 番 4 地先 まで	令和 2 年 3 月 27 日
県道 平津菰野線	三重郡菰野町大字川北字東岡 2702 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字潤田字本戸 4387 番 3 地先 まで	令和 2 年 3 月 27 日
一般国道 25 号	亀山市関町金場字岩谷 826 番 1 地先内	令和 2 年 3 月 27 日
一般国道 166 号	松阪市小片野町字欠ノ山 2390 番 1 地先 から 松阪市小片野町字欠ノ山 2388 番 1 地先 まで	令和 2 年 3 月 27 日
県道 松阪久居線	松阪市本町 2090 番地先 から 松阪市本町 2086 番地先 まで	令和 2 年 3 月 27 日
県道 松阪環状線	松阪市下七見町字人目 34 番 1 地先 から 松阪市上七見町字州出 580 番 3 地先 まで	令和 2 年 3 月 27 日

三重県告示第 183 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	166 号	松阪市小片野町字欠ノ山 2390 番 1 地先 から 松阪市小片野町字欠ノ山 2388 番 1 地先 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 3 月 27 日

三重県告示第 184 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。ただし、県道三行庄野線の区間は、令和 2 年 3 月 31 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定（平成 28 年三重県告示第 215 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。ただし、県道三行庄野線の区間は、令和 2 年 3 月 30 日限り廃止します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 まで
一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽三丁目 1484 番 123 から 伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 11 まで
一般国道 42 号	伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 41 から 伊勢市通町字真菰原 109 番 2 まで
一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原字外垣 7377 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3622 番 1 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市千戸字東垣内 1987 番 2 まで
一般国道 163 号	津市美里町足坂字舞谷 1119 番 2 から (南河路バイパス経由) 津市丸之内 252 番 9 まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	名張市安部田字大扁ら 527 番 1 地先から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市桂瀬町字茶屋 224 番 3 地先から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市長澤町字吉備野 1954 番 1 地先まで
一般国道 306 号	四日市市水沢町字青木川 4062 番 4 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 243 まで
一般国道 365 号	四日市市西坂部町垣内 4576 番 1 地先から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湊川 3396 番地先まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで
一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで

一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町小島 586 番 3 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町松蔭 566 番 1 まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字青鷲 527 番 1 地先から 桑名市長島町福吉字青鷲 549 番地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字都羅 276 番 2 地先から 桑名市長島町福吉字都羅 129 番まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鋸初 2560 番 1 地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央 7 番地先から 津市安東町字東裏 733 番地先まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市西山町字屋敷西 7548 番 3 まで
県道宮妻峽線	四日市市小林町字小林新田 3010 番 19 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 3181 番 1 から 津市一身田町字三ノ坪 221 番 2 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御菌町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目 1 番 180 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市大治田三丁目 465 番まで

県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名 1500 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から 四日市市桜町字富塚 7368 番 5 まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田 423 番 5 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 10 地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町 4273 番 28 地先から 尾鷲市中村町 341 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内 1900 番 2 から 津市大里窪田町字町田 3067 番 1 まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪 204 番 1 から 津市栗真中山町字下沢 98 番 6 まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市矢橋町字門田 593 番 2 地先から 鈴鹿市矢橋町字竹ノ花 621 番 1 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御園町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御園町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで

県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
----------	---

三重県告示第 185 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。ただし、県道三行庄野線及び県道上野鈴鹿線の区間は、令和 2 年 3 月 31 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法（平成 31 年三重県告示第 182 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。ただし、県道三行庄野線及び県道上野鈴鹿線の区間は、令和 2 年 3 月 30 日限り廃止します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	亀山市菅内町字折越 1630 番地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市長澤町字吉備野 1954 番 1 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菟野町大字菟野字野中 3920 番 7 まで

一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町棕本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町棕本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで

県道松阪第2環状線	松阪市丹生寺町字向山8番4地先から 松阪市大塚町字四反田374番3地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目803番1地先から 伊勢市御薮町高向字川原1744番5地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島1679番3から 多気郡明和町大字行部字東浦282番28まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町1841番2から 四日市市茂福町2046番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町47番2地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸288番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町475番1地先から 桑名市大字和泉436番2地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目1017番4から 四日市市河原田町字里南2485番2地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄356番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸14番1まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目196番1から 津市垂水字入江99番2まで
県道伊賀甲南線	伊賀市新堂字一本木59番5から 伊賀市新堂字平ノ谷1700番3まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保241番2から 伊賀市山神字世古之口34番5まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻273番6地先から 伊賀市千歳字西之芝861番2地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町1105番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴123番1まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯399番5地先から 亀山市菅内町字折越1631番1まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目3270番地先から 亀山市野村町字清谷1658番3地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場5013番3から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目35番193まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目4番地先から 伊賀市下友生字西新開3499番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田722番4地先から 松阪市八太町字鎌谷585番1地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前304番15地先から 伊勢市小木町須賀野623番2地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北1568番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町2047番1地先から 四日市市霞一丁目17番1地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場158番5から 四日市市鹿間町字東山1番2まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町2223番1から 四日市市追分三丁目146番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納1934番地先から 四日市市河原田町字狭1284番2まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森1760番1から 四日市市河原田町字今宿2259番1まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸2607番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚3000番17地先まで
県道田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し1093番1から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水4311番まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市矢橋町字門田593番2地先から 鈴鹿市矢橋町字竹ノ花621番1地先まで

県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上 2537 番から いなべ市員弁町大泉字野中 1281 番 3 まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道福島城南線	桑名市大字大福 450 番 3 から 桑名市大字江場 699 番 1 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 551 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線

からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 186 号

河川区域の指定（昭和 45 年三重県告示第 195 号）により指定した二級河川三滝川水系三滝川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 187 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川の名称

二級河川三滝川水系三滝川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和 2 年 3 月 27 日

3 廃川敷地等の位置

三重郡菰野町大字潤田字土山 1731 番 3

三重郡菰野町大字潤田字土山 1725 番 76

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 27,977 ㎡

三重県告示第 188 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大矢知-1	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
山之一色 7	四日市市山之一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
山之一色 12	四日市市山之一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
生桑 5	四日市市生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺方 2	四日市市寺方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

尾平 4	四日市市尾平町、生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
南松本 1	四日市市南松本町、大字松本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉 1	四日市市青葉町、大字松本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山	四日市市城山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
垂坂 7	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
西垂坂 1	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
西垂坂 2	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
青木谷 7	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
東垂坂 2	四日市市東垂坂町、垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 189 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
大矢知-2	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大矢知-3	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大矢知-4	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山之一色	四日市市山之一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂部	四日市市西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三重 3	四日市市三重 2 丁目、三重 8 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂部 3	四日市市西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東坂部 2	四日市市東坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三重 2	四日市市三重 5 丁目、生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生桑 2	四日市市生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三重 1	四日市市三重 4 丁目、生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生桑 1	四日市市生桑町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西坂部 2	四日市市西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東ヶ谷 1	四日市市東ヶ谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂部 4	四日市市西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂部台 1	四日市市坂部台 1 丁目、東坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山之一色 11	四日市市山之一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂部台 4	四日市市坂部台 1 丁目、坂部台 2 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂部台 5	四日市市坂部台 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山之一色 2	四日市市山之一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂部 5	四日市市西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西坂部 6	四日市市三重 2 丁目、西坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生桑 4	四日市市生桑町、東坂部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下海老 1	四日市市下海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下海老 2	四日市市下海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あがたが丘	四日市市あがたが丘 1 丁目、下海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上海老 1	四日市市上海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下海老 3	四日市市下海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下海老 4	四日市市下海老町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あがたが丘-1	四日市市あがたが丘 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺方 1	四日市市寺方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 5	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 2	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
美里ヶ丘 1	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 3	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺方 3	四日市市寺方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺方 4	四日市市寺方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 1	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

寺方 5	四日市市寺方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾平 8	四日市市尾平町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松本 1	四日市市松本 5 丁目、松本 6 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西日野 9	四日市市西日野町、大字松本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松本 2	四日市市松本 4 丁目、松本 5 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小牧西	四日市市市場町、小牧町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 1	四日市市中野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小牧 2	四日市市小牧町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽津 2	四日市市大字羽津、大字羽津戊 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 14	四日市市山田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山村 1	四日市市山村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大矢知 2	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 1	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 3	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 4	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 5	四日市市垂坂町、大字羽津戊 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 8	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大矢知 3	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大矢知 1	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 2	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大矢知 5	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
齊宮 1	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 9	四日市市垂坂町、東垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 10	四日市市垂坂町、南垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西陣屋 1	四日市市大矢知町、大矢知新町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 1	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 11	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

垂坂 12	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西陣屋 2	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 1	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 2	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 13	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 14	四日市市垂坂町、東垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 3	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 4	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 5	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 6	四日市市大矢知町、平津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 8	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 15	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 9	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 10	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青木谷 11	四日市市大矢知町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 18	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垂坂 19	四日市市垂坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 190 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
山村 1	四日市市山村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 26 年 11 月 14 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 191 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画下水道事業
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
- 3 事業施行期間
昭和 49 年 3 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

昭和 49 年三重県告示第 201 号、昭和 54 年三重県告示第 155 号、昭和 58 年三重県告示第 107 号、昭和 58 年三重県告示第 525 号、昭和 61 年三重県告示第 283 号、昭和 62 年三重県告示第 609 号、昭和 63 年三重県告示第 142 号、昭和 63 年三重県告示第 173 号、昭和 63 年三重県告示第 400 号、平成 2 年三重県告示第 323 号、平成 2 年三重県告示第 472 号、平成 4 年三重県告示第 584 号、平成 5 年三重県告示第 504 号、平成 7 年三重県告示第 43 号、平成 7 年三重県告示第 405 号、平成 8 年三重県告示第 378 号、平成 10 年三重県告示第 175 号、平成 11 年三重県告示第 118 号、平成 11 年三重県告示第 146 号、平成 11 年三重県告示第 453 号、平成 13 年三重県告示第 48 号、平成 13 年三重県告示第 127 号、平成 13 年三重県告示第 424 号、平成 16 年三重県告示第 8 号、平成 16 年三重県告示第 209 号、平成 16 年三重県告示第 1012 号、平成 17 年三重県告示第 47 号、平成 17 年三重県告示第 297 号、平成 19 年三重県告示第 211 号、平成 22 年三重県告示第 166 号、平成 23 年三重県告示第 681 号、平成 26 年三重県告示 210 号、平成 27 年三重県告示第 536 号及び平成 30 年三重県告示第 255 号の事業地に津市久居井戸山町字大口及び字大口新開並びに高茶屋小森上野町字野田を加える。

- (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第 192 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
亀山都市計画下水道
津市芸濃公共下水道（棕本処理区）
- 3 事業施行期間
平成 13 年 10 月 5 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分

平成 29 年三重県告示第 251 号の事業地のうち、津市芸濃町棕本字百々、字念佛田、字墓澤、字南山ノ花、字西富家、字追上、字馬屋町、字響野、字森、字中野、字八幡前及び字藤ノ山において事業地を変更する。

三重県告示第 193 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 号の項（E）の欄を次のように改める。

三重県中学校体育連盟 三重県高等学校体育連盟 東海中学校体育連盟 東海高等学校体育連盟 東海地区盲学校体育連盟 東海地区聾学校体育連盟 全国中学校体育大会三重大会実行委員会
--

別表第 1 第 12 号の項（E）の欄を次のように改める。

市町及び一部事務組合

別表第 1 第 13 号の項を次のように改める。

13	地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金	学校、家庭及び地域が連携・協働して子どもたちを育むため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図る。	コミュニティ・スクールの導入に向けた取組、地域における学習支援や体験活動などの地域学校協働活動の取組に要する経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
----	----------------------	---	--	------------	------------

別表第 1 第 19 号の項を次のように改める。

19	高等学校専攻科修学支援事業補助金	県立高等学校専攻科で学ぶ生徒に対して、世帯の経済状況に応じ授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図り教育の機会均等に寄与する。	授業料相当額	教育長が別に定める。	県立高等学校専攻科に在学する者のうち、別に定める要件を満たすもの
----	------------------	--	--------	------------	----------------------------------

別表第 1 第 20 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

部活動指導員配置促進事業補助金	中学校の部活動に部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、部活動の充実・活性化を図る。	中学校に部活動指導員を配置するための経費
-----------------	--	----------------------

別表第 1 に次のように加える。

21	令和 2 年度全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技大会負担金	令和 2 年度全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技大会を開催することにより、生徒の心身の健全な発達を図る。	令和 2 年度全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技大会の開催に係る経費	教育長が別に定める。	令和 2 年度全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技大会実行委員会
----	----------------------------------	---	---------------------------------------	------------	------------------------------------

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
43,297,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉川 有美	所属党派	自由民主党	期間	令和元年5月10日から	第2回分
出納責任者氏名	伊藤 守				令和元年12月10日まで	

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	政党	5,000,000 円	家屋費	2,238,351
自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	政党	5,000,000	選挙事務所費	377,293
			集会会場費	1,861,058
			通信費	953,734
			交通費	218,310
			印刷費	1,146,075
			広告費	10,254,922
			文具費	175,987
			食糧費	101,538
			休泊費	231,644
			雑費	1,576,451
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,471,864		
今回計		11,471,864	今回計	16,897,012
前回計		5,000,000	前回計	5,770,812
総計		16,471,864	総計	22,667,824

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	3,201,000 円
	計	3,201,000 円

報告書受理年月日	令和元年12月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第3号

三重海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年3月27日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

三重海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する告示

三重海区漁業調整委員会事務局規程（昭和39年三重海区漁業調整委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制) 第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主幹、主査、主任及び書記の職を置く。</p> <p>(職務) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 <u>主任及び書記は、上司の命を受け事務に従事する。</u> 5 (略)</p> <p>(補助執行及び専決) 第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部総務事務課の課長に補助執行させ、及び専決させる事務 イ <u>臨時職員の給与及び非常勤職員の報酬等の支給に関すること。</u> ロ (略) (2) 総務部総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務 イ (略) ロ <u>臨時職員の給与（通勤手当に限る。）及び非常勤職員の報酬等（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。</u> ハ～ヘ (略)</p>	<p>(職制) 第2条 事務局に局長、主幹、主査及び書記の職を置く。</p> <p>(職務) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。 5 (略)</p> <p>(補助執行及び専決) 第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部総務事務課の課長に補助執行させ、及び専決させる事務 イ <u>臨時職員及び非常勤職員の賃金及び報酬の支給に関すること。</u> ロ (略) (2) 総務部総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務 イ (略) ロ <u>臨時職員及び非常勤職員の賃金(通勤手当相当額に限る。)</u>及び報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。 ハ～ヘ (略)</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

内 水 面 告 示

三重県内水面漁場管理委員会告示第2号

三重県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年3月27日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

三重県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する告示

三重県内水面漁場管理委員会事務局規程（平成 5 年三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第 2 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主幹、主査、主任及び書記の職を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主任及び書記は、上司の命を受けて事務に従事する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(補助執行及び専決)</p> <p>第 7 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部総務事務課の課長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ 臨時職員の給与及び非常勤職員の報酬等の支給に関すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 総務部総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 臨時職員の給与（通勤手当に限る。）及び非常勤職員の報酬等（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。</p> <p>ハ～ヘ (略)</p>	<p>(職制)</p> <p>第 2 条 事務局に局長、主幹、主査及び書記の職を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 書記は、上司の命を受けて事務に従事する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(補助執行及び専決)</p> <p>第 7 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部総務事務課の課長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ 臨時職員及び非常勤職員の賃金及び報酬の支給に関すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 総務部総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 臨時職員及び非常勤職員の賃金（通勤手当相当額に限る。）及び報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。</p> <p>ハ～ヘ (略)</p>

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

三重県訓令第 2 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和 2 年 3 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第 2 条、第 3 条関係）</p> <p>1 一般職員関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>機関</th> <th>職員</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	機関	職員	品目	数量	期間	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第 2 条、第 3 条関係）</p> <p>1 一般職員関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>機関</th> <th>職員</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	機関	職員	品目	数量	期間	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
部	機関	職員	品目	数量	期間																				
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
部	機関	職員	品目	数量	期間																				
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

2 防災対策部	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(2) 防災ヘリコプターに搭乗し、防災業務に従事する者	制服(上下)	1	3
				ベルト	1	3
				活動服(上)	6	3
				活動服(下)	4	3
				防寒服(上)	4	3
				ゲイタ	1	3
				二耐寒服(上下)	1	3
				靴	3	3
				雨衣(上下)	1	3
				帽子	1	3
3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
5 子ども・福祉部	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 子ども心身発達医療センター	(1) 医師	白衣及び白ズボン又はトレーニングシャツ及びトレーニングパンツ 白靴	1	1		
			(2) 衛生検査技師 臨床検査技師	白衣及び白ズボン又はトレーニングシャツ及びトレーニングパンツ 白靴	2	1
					1	1
(3)・(4) (略)	(略)	(略)	(略)			

2 防災対策部	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
			(2) 防災ヘリコプターに搭乗し、防災業務に従事する者	作業服(上下)	1	1		
				防寒服	1	3		
				耐寒服	1	4		
				飛行服	1	1		
				帽子(夏)	1	3		
				帽子(冬)	1	3		
			3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			5 子ども・福祉部	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(4) 子ども心身発達医療センター	(1) 医師	白衣及び白ズボン又はトレーニングシャツ及びトレーニングパンツ 白靴	1	1	
						(2) 衛生検査技師 臨床検査技師	白衣及び白ズボン又はトレーニングシャツ及びトレーニングパンツ 白靴	2
1	1							
(3)・(4) (略)	(略)	(略)	(略)					

		(5) 児童 指導・訓練業務及び生活指導業務に従事する者	白衣 又は トレー ニング シャツ 白ズボン 又は トレー ニング パンツ 白靴	2 1 2 1 2	1 1 1 1				
		(6) 栄養士	白衣及び白ズボン 又は トレー ニング シャツ 及びト レーニ ングパ ンツ 又は エプロ ン 帽子 白靴	2 1 2 1 1 1	1 1 1 1				
		(7)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)				
6・7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
8 農林水産部	(1) 農林水産部	(1) 水産資源管理課において漁業取締業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	別 に 定 め る。 3				
		(2)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)				
9・10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
2・3 備考	(略) (略)								
		(5) 児童 指導業務及び生活指導業務に従事する者	白衣 又は トレー ニング シャツ 白ズボン 又は トレー ニング パンツ 白靴	2 1 2 1 2	1 1 1 1				
		(6) 栄養士	白衣 又は エプロン 帽子 ゴム長靴 又は 白靴	2 2 1 1 1	1 1 3 3				
		(7)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)				
6・7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
8 農林水産部	(1) 農林水産部	(1) 漁業環境課において漁業取締業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	別 に 定 め る。 3				
		(2)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)				
9・10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
2・3 備考	(略) (略)								

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
佐藤 利廣	いなべ市	いなべ市藤原町山口字居屋元 4194 ほか 1 筆
須藤 吉弘	四日市市	四日市市楠町小倉新割 2034 ほか 1 筆
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町岡口堂谷 578 ほか 4 筆
松田 忠正	松阪市	松阪市上ノ庄町字花田 2513
農事組合法人 星の郷	松阪市	松阪市星合町字大松原 1315-1 ほか 6 筆
藤森 博和	伊賀市	伊賀市中友生岸之上 2187
富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生中之地 2411
森岡 大典	伊賀市	伊賀市中友生和田之脇 2403
農事組合法人 大東営農組合	伊賀市	伊賀市猪田柳原 5717 ほか 6 筆
農事組合法人 いだたなか	伊賀市	伊賀市猪田小黑 1553 ほか 10 筆
山下 行信	伊賀市	伊賀市山畑砂原 5451
山下 弘文	伊賀市	伊賀市山畑湯屋 1423-1 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 2 年 3 月 27 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）

退任理事

松阪市蓮華寺町 36 番地

〃 柿木原町 190 番地

〃 土古路町 342 番地

〃 出間町 55 番地 1

〃 大垣内町 76 番地

〃 神守町 25 番地

津市久居野村町 430 番地 91

松阪市乙部町 187 番地

〃 東黒部町 320 番地

〃 〃 366 番地

〃 〃 569 番地

〃 〃 546 番地

〃 〃 678 番地

〃 〃 493 番地

〃 〃 1032 番地

退任監事

神 部 明 和

浅 沼 義 且

西 尾 晶 美

神 戸 久

鈴 木 芳 郎

乾 忠 世

松 本 浩 一

牧 野 主 秋

中 西 修

松 田 幸 久

芦 田 弘 司

世 古 茂

笹 中 宣 吉

川 合 達 也

濱 野 公 美

松阪市土古路町 341 番地	東 川 和 己
" 牛草町 17 番地	神 部 明
" 東黒部町 995 番地	幸 治 弘 導
就任理事	
松阪市蓮華寺町 36 番地	神 部 明 和
" 柿木原町 160 番地	浅 沼 豊 司
" 土古路町 372 番地	西 川 和 美
" 出間町 54 番地	三 宅 均
" 大垣内町 58 番地	来 光 努
" 神守町 33 番地	川 俣 英 二
" 牛草町 81 番地 2	西 浦 佳 史
" 乙部町 190 番地	飯 田 健 一
" 東黒部町 317 番地	中 西 英 夫
" " 442 番地 18	松 葉 たつ子
" 柿ノ木原町 2 番地 4	鈴 木 雅 博
" 東黒部町 553 番地	竹 守 伸 一
" " 603 番地	金 谷 良 隆
" " 1008 番地	幸 治 泰 洋
" " 993 番地	中 西 裕 之
就任監事	
松阪市出間町 52 番地 1	神 戸 正 二
" 垣内田町 148 番地	西 原 久 雄
" 東黒部町 301 番地	中 里 義 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

高束土地改良区（松阪市飯南町粥見 3950）

退任理事

松阪市飯南町粥見 4478 番地	伊 藤 一 郎
" " " 4598 番地 1	水 平 み ね
" " " 2615 番地	常 保 貞 雄
" " " 5860 番地	伊 藤 幸 司
" " " 3826 番地	杉 坂 嘉 春
" " " 2993 番地	西 山 晃

退任監事

松阪市飯南町粥見 5799 番地	仁 田 寛 哉
" " " 3935 番地	高 田 雅 司

就任理事

松阪市飯南町粥見 2857 番地	篠 原 勉
" " " 3826 番地	杉 坂 嘉 春
" " " 5808 番地	仁 田 勲
" " " 4815 番地	岡 田 米 子
" " " 4396 番地	中 野 孝 是
" " " 2789 番地 1	坂 口 万 生

就任監事

松阪市飯南町粥見 4409 番地	竹 田 覚
" " " 316 番地	大久保 富 雄

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 2 月 3 日から同年 7 月 31 日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町新町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 2 月 25 日から同年 6 月 15 日まで
- 3 作業地域
いなべ市大安町梅戸及び同市員弁町市之原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 1 月 24 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
津市河芸町浜田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 1 月 22 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業地域
津市一身田中野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 1 月 22 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
津市殿村

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年3月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県環境生活部 大気・水環境課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和2年3月13日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市寿町18番15号
グリーンブルー株式会社三重営業所 取締役所長 池村 貴司 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 108,000,000 円
契約金額 118,800,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和2年1月17日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
